

# 振込規定の改正のお知らせ

日頃は、格別のお取引立てを賜り誠にありがとうございます。

さて、このたび当金庫では、(社)全国銀行資金決済ネットワークセンターの為替の取扱時間の拡大に伴いまして、平成30年10月9日(火)より、インターネットバンキングおよびATMによりご依頼されました当金庫本支店・他金融機関あての振込(即時振込)のお取扱を延長させていただくことといたしました。

つきましては、振込(即時振込)のお取扱の延長によりまして、「振込規定」を改正させていただきますので、お知らせいたします。なお、改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

これからも、当金庫は、お客さまにご満足いただけますよう、より一層の利便性の向上に努めてまいりますので、引続きご愛顧たまわりますようお願い申し上げます。

## 1. 改正する規定

規定名称	改正日
振込規定	平成30年10月9日(火)

## 2. 改正する内容

当金庫本支店・他金融機関あて振込(即時振込)のお取扱の延長に伴い、以下のとおり改正いたします。

※なお、振込先の金融機関の状況によりましては、即時振込とはならず、翌営業日扱いとなる場合があります。

改正後	現行
<p>1. (適用範囲) ~ 3. (振込契約の成立) 変更ありません</p> <p>4. (振込通知の発信) (1) 振込契約が成立したときは、当金庫は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。 ① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。 ② 文書扱いの場合には、依頼日以後3営業日以内に振込通知を発信します。</p> <p>(2) 窓口営業時間終了後および信用金庫休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、電信扱いのときは依頼日の<u>当日に振込発信</u>します。ただし、<u>振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。</u>また、文書扱いのときは依頼日の翌営業日以後3営業日以内に振込通知を発信します。</p> <p>5. (証券類による振込) ~ 14. (規定変更時のお知らせ) 変更ありません</p>	<p>1. (適用範囲) ~ 3. (振込契約の成立) (略)</p> <p>4. (振込通知の発信) (1) 振込契約が成立したときは、当金庫は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。 ① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。 ② 文書扱いの場合には、依頼日以後3営業日以内に振込通知を発信します。</p> <p>(2) 窓口営業時間終了後および信用金庫休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、電信扱いのときは依頼日の<u>翌営業日</u>に、また、文書扱いのときは依頼日の翌営業日以後3営業日以内に振込通知を発信します。</p> <p>5. (証券類による振込) ~ 14. (規定変更時のお知らせ) (略)</p>

※ご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

新しい振込規定をご希望の方は、お気軽に窓口にお申し付けください。